

【参照条文】

○ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律
(平成 15 年法律第 97 号)

(主務省令で定める拡散防止措置の実施)

第十二条 遺伝子組換え生物等の第二種使用等をする者は、当該第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置が主務省令により定められている場合には、その使用等をする間、当該拡散防止措置を執らなければならない。

(確認を受けた拡散防止措置の実施)

第十三条 遺伝子組換え生物等の第二種使用等をする者は、前条の主務省令により当該第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置が定められていない場合（特定遺伝子組換え生物等の第二種使用等をする場合その他主務省令で定める場合を除く。）には、その使用等をする間、あらかじめ主務大臣の確認を受けた拡散防止措置を執らなければならない。

2～3 （略）

○ 遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律施行規則（平成 15 年財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省令第 1 号）

(主務大臣の確認の適用除外)

第十六条 法第十三条第一項の主務省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 人の生命若しくは身体の保護のための措置又は非常災害に対する応急の措置として、緊急に遺伝子組換え生物等の第二種使用等をする必要がある場合として主務大臣が別に定める場合

二～六 （略）

○ **遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律第三条の規定に基づく基本的事項（平成 15 年財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水産省・経済産業省・環境省告示第 1 号）**

第二

2 遺伝子組換え生物等の取扱いに係る体制の整備に関する事項

第一種使用規程（第一種使用等の場所を限定する等生物多様性影響を防止するために第一種使用等の方法を限定する場合に限る。4において同じ。）の承認を受けようとする者又は第二種使用等をしようとする者は、遺伝子組換え生物等の使用等をする事業所等において生物多様性への影響を防止するための措置を適切に行うことができるよう、遺伝子組換え生物等の特性及び使用等の態様に応じ、遺伝子組換え生物等の安全な取扱いについて検討する委員会等を設置し、第一種使用規程の承認若しくは拡散防止措置の確認を受けるに当たり又は第二種使用等を行うに当たり、あらかじめ遺伝子組換え生物等の安全な取扱いについての検討を行うとともに、遺伝子組換え生物等の取扱いについて経験を有する者の配置、遺伝子組換え生物等の取扱いに関する教育訓練、事故時における連絡体制の整備を行うよう努めること。

○ **新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）**

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 新型インフルエンザ等 感染症法第六条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症（第六条第二項第二号イにおいて単に「新型インフルエンザ等感染症」という。）、感染症法第六条第八項に規定する指定感染症（第十四条の報告に係るものに限る。）及び感染症法第六条第九項に規定する新感染症（全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。）をいう。

(政府対策本部の設置)

第十五条 内閣総理大臣は、前条の報告があつたときは、当該報告に係る新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度が、感染症法第六条第六項第一号に掲げるインフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であると認められる場合を除き、内閣法（昭和二十二年法律第五号）第十二条第四項の規定にかかわらず、閣議にかけて、臨時に内閣に新型インフルエンザ等対策本部（以下「政府対策本部」という。）を設置するものとする。

(政府対策本部の廃止)

第二十一条 政府対策本部は、第十五条第一項に規定する新型インフルエンザ等にかかった場合の病状の程度が、感染症法第六条第六項第一号に掲げるインフルエンザにかかった場合の病状の程度に比しておおむね同程度以下であることが明らかとなったとき、又は感染症法第四十四条の二第三項若しくは第四十四条の七第三項の規定による公表がされ、若しくは感染症法第六条第八項若しくは第五十三条第一項の政令が廃止されたときに、廃止されるものとする。

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）

(定義等)

第六条 この法律において「感染症」とは、一類感染症、二類感染症、三類感染症、四類感染症、五類感染症、新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症をいう。

1～6（略）

7 この法律において「新型インフルエンザ等感染症」とは、次に掲げる感染性の疾病をいう。

- 一 新型インフルエンザ（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであつて、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるも

のをいう。)

二 再興型インフルエンザ（かつて世界的規模で流行したインフルエンザであつてその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであつて、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

三 新型コロナウイルス感染症（新たに人から人に伝染する能力を有することとなったコロナウイルスを病原体とする感染症であつて、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

四 再興型コロナウイルス感染症（かつて世界的規模で流行したコロナウイルスを病原体とする感染症であつてその後流行することなく長期間が経過しているものとして厚生労働大臣が定めるものが再興したものであつて、一般に現在の国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。)

9 この法律において「新感染症」とは、人から人に伝染すると認められる疾病であつて、既に知られている感染性の疾病とその病状又は治療の結果が明らかに異なるもので、当該疾病にかかった場合の病状の程度が重篤であり、かつ、当該疾病のまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいう。

○ 研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散
防止措置等を定める省令（平成１６年文部科学省・環境省令第１号）

（実験分類）

第三条 実験分類の名称は次の表の上欄に、各実験分類に属する宿主又は核酸供与体は同表の下欄に、それぞれ定めるとおりとする。

一 クラス１	微生物、きのこ類及び寄生虫のうち、哺乳綱及び鳥綱に属する動物（ヒトを含む。以下「哺乳動物等」という。）に対する病原性がないものであって、文部科学大臣が定めるもの並びに動物（ヒトを含み、寄生虫を除く。）及び植物
二 クラス２	微生物、きのこ類及び寄生虫のうち、哺乳動物等に対する病原性が低いものであって、文部科学大臣が定めるもの
三 クラス３	微生物及びきのこ類のうち、哺乳動物等に対する病原性が高く、かつ、伝播性が低いものであって、文部科学大臣が定めるもの
四 クラス４	微生物のうち、哺乳動物等に対する病原性が高く、かつ、伝播性が高いものであって、文部科学大臣が定めるもの

（遺伝子組換え実験に係る拡散防止措置の区分及び内容）

第四条 遺伝子組換え実験（別表第一に掲げるものを除く。次条において同じ。）に係る拡散防止措置の区分及び内容は、次の各号に掲げる遺伝子組換え実験の種類に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- 一 微生物使用実験 別表第二の上欄に掲げる拡散防止措置の区分について、それぞれ同表の下欄に掲げる拡散防止措置の内容
- 二 大量培養実験（略）
- 三 動物使用実験（略）
- 四 植物等使用実験（略）

（遺伝子組換え実験に当たって執るべき拡散防止措置）

第五条（略）

- 一 微生物使用実験（略）
 - イ 次のロからニまでに掲げる遺伝子組換え生物等以外の遺伝子組換え生物等

宿主の実験分類又は核酸供与体の実験分類のうち、実験分類の名称中の数のいずれか小さくない方がクラス1、クラス2又はクラス3である場合に、それぞれ別表第二に掲げるP1レベル、P2レベル又はP3レベルの拡散防止措置とすること。

- ロ 特定認定宿主ベクター系（認定宿主ベクター系のうち、特殊な培養条件下以外での生存率が極めて低い宿主と当該宿主以外の生物への伝達性が極めて低いベクターとの組合せであって、文部科学大臣が定めるものをいう。以下同じ。）を用いた遺伝子組換え生物等（ハに掲げる遺伝子組換え生物等を除く。）

核酸供与体の実験分類がクラス1及びクラス2である場合にあっては別表第二に掲げるP1レベルの拡散防止措置とし、核酸供与体の実験分類がクラス3である場合にあっては別表第二に掲げるP2レベルの拡散防止措置とすること。

- ハ 供与核酸が同定済核酸であり、かつ、哺乳動物等に対する病原性及び伝達性に関係しないことが科学的知見に照らし推定される遺伝子組換え生物等

宿主の実験分類がクラス1又はクラス2である場合に、それぞれ別表第二に掲げるP1レベル又はP2レベルの拡散防止措置とすること。

- ニ 認定宿主ベクター系を用いていない遺伝子組換え生物等であって、供与核酸が哺乳動物等に対する病原性又は伝達性に関係し、かつ、その特性により宿主の哺乳動物等に対する病原性を著しく高めることが科学的知見に照らし推定されるもの

宿主の実験分類又は核酸供与体の実験分類のうち、実験分類の名称中の数のいずれか小さくない方がクラス1又はクラス2である場合に、それぞれ別表第二に掲げるP2レベル又はP3レベルの拡散防止措置とすること。

二 大量培養実験（略）

- イ 次のロからホまでに掲げる遺伝子組換え生物等以外の遺伝子組換え生物等

宿主の実験分類又は核酸供与体の実験分類のうち、実験分類の名称中の数のいずれか小さくない方がクラス1又はクラス2である場合に、それぞれ別表第三に掲げるLS1レベル又はLS2レベルの拡散防止措置とすること。

- ロ 第一号ロに掲げる遺伝子組換え生物等（ホに掲げる遺伝子組換え生物等を除く。）

核酸供与体の実験分類がクラス 1 及びクラス 2 である場合にあっては別表第三に掲げる L S 1 レベルの拡散防止措置とし、核酸供与体の実験分類がクラス 3 である場合にあっては別表第三に掲げる L S 2 レベルの拡散防止措置とすること。

ハ 第一号ハに掲げる遺伝子組換え生物等（ホに掲げる遺伝子組換え生物等を除く。）

宿主の実験分類がクラス 1 又はクラス 2 である場合に、それぞれ別表第三に掲げる L S 1 レベル又は L S 2 レベルの拡散防止措置とすること。

ニ 第一号ニに掲げる遺伝子組換え生物等

宿主の実験分類及び核酸供与体の実験分類がクラス 1 である場合に、別表第三に掲げる L S 2 レベルの拡散防止措置とすること。

ホ 次の（１）又は（２）に掲げる遺伝子組換え生物等

別表第三に掲げる L S C レベルの拡散防止措置とすること。

（略）

三 動物使用実験（略）

イ 次のロからホまでに掲げる遺伝子組換え生物等以外の遺伝子組換え生物等

動物作成実験に係る遺伝子組換え生物等（動物により保有されているものに限る。）にあっては宿主の実験分類又は核酸供与体の実験分類のうち実験分類の名称中の数のいずれか小さくない方が、クラス 1、クラス 2 又はクラス 3 である場合に、それぞれ別表第四に掲げる P 1 A レベル、P 2 A レベル又は P 3 A レベルの拡散防止措置とすること。

ロ 第一号ロに掲げる遺伝子組換え生物等（ホに掲げる遺伝子組換え生物等を除く。）

核酸供与体の実験分類がクラス 1 及びクラス 2 である場合にあっては別表第四に掲げる P 1 A レベルの拡散防止措置とし、核酸供与体の実験分類がクラス 3 である場合にあっては別表第四に掲げる P 2 A レベルの拡散防止措置とすること。

ハ 第一号ハに掲げる遺伝子組換え生物等（ホに掲げる遺伝子組換え生物等を除く。）

宿主の実験分類がクラス 1 又はクラス 2 である場合に、それぞれ別表第四に掲げる P 1 A レベル又は P 2 A レベルの拡散防止措置とすること。

ニ 第一号ニに掲げる遺伝子組換え生物等

動物作成実験に係る遺伝子組換え生物等にあつては宿主の実験分類が、動物接種実験に係る遺伝子組換え生物等（動物に保有されているものに限る。）にあつては宿主の実験分類又は核酸供与体の実験分類のうち実験分類の名称中の数のいずれか小さくない方が、クラス 1 又はクラス 2 である場合に、それぞれ別表第四に掲げる P 2 A レベル又は P 3 A レベルの拡散防止措置とすること。

ホ 次の（１）から（４）までに掲げる要件のいずれにも該当する遺伝子組換え生物等

別表第四に掲げる特定飼育区画の拡散防止措置とすること。

（略）

四 植物等使用実験

（略）

別表第一（第四条関係）

一 微生物使用実験のうち次のイからチまでに掲げる遺伝子組換え生物等に係るもの

イ 宿主又は核酸供与体のいずれかが第三条の表各号の下欄に掲げるもの以外のものである遺伝子組換え生物等（認定宿主ベクター系を用いた遺伝子組換え生物等であつて、核酸供与体がウイルス及びウイロイド以外の生物（ヒトを含む。）であるもののうち、供与核酸が同定済核酸であり、かつ、哺乳動物等に対する病原性及び伝達性に関係しないことが科学的知見に照らし推定されるものを除く。）

ロ 宿主の実験分類又は核酸供与体の実験分類のいずれかがクラス 4 である遺伝子組換え生物等

ハ 宿主の実験分類がクラス 3 である遺伝子組換え生物等

ニ 認定宿主ベクター系を用いていない遺伝子組換え生物等であつて、核酸供与体の実験分類がクラス 3 であるもののうち、供与核酸が同定済核酸でないもの又は同定済核酸であつて哺乳動物等に対する病原性若しくは伝達性に関係し、

かつ、その特性により宿主の哺乳動物等に対する病原性を著しく高めることが科学的知見に照らし推定されるもの

ホ 宿主の実験分類がクラス2である遺伝子組換え生物等（ウイルス又はウイロイドであるものを除く。）であって、供与核酸が薬剤耐性遺伝子（哺乳動物等が当該遺伝子組換え生物等に感染した場合に当該遺伝子組換え生物等に起因する感染症の治療が困難となる性質を当該遺伝子組換え生物等に対し付与するものに限る。）を含むもの

ヘ 自立的な増殖力及び感染力を保持したウイルス又はウイロイド（文部科学大臣が定めるものを除く。）である遺伝子組換え生物等であって、その使用等を通じて増殖するもの

ト 供与核酸が、哺乳動物等に対する半数致死量が体重一キログラム当たり百マイクログラム以下である蛋白性毒素に係る遺伝子を含む遺伝子組換え生物等（宿主が大腸菌である認定宿主ベクター系を用いた遺伝子組換え生物等であって、供与核酸が哺乳動物等に対する半数致死量が体重一キログラム当たり百ナノグラムを超える蛋白性毒素に係る遺伝子を含むものを除く。）

チ イからトまでに掲げるもののほか、文部科学大臣が定めるもの

二 大量培養実験のうち次のイからホまでに掲げる遺伝子組換え生物等に係るもの

イ 第一号イからトまでに掲げる遺伝子組換え生物等

ロ 認定宿主ベクター系を用いていない遺伝子組換え生物等であって、宿主の実験分類又は核酸供与体の実験分類がクラス2であるもののうち、供与核酸が哺乳動物等に対する病原性又は伝達性に関係し、かつ、その特性により宿主の哺乳動物等に対する病原性を著しく高めることが科学的知見に照らし推定されるもの

ハ 特定認定宿主ベクター系を用いていない遺伝子組換え生物等であって、核酸供与体の実験分類がクラス3であるもの（第一号二に掲げるものを除く。）

ニ 第五条第二号イからハまでに掲げる遺伝子組換え生物等であって、その使用等において別表第三に掲げるLSCレベルの拡散防止措置を執るもの

ホ イからニまでに掲げるもののほか、文部科学大臣が定めるもの

三 動物使用実験のうち次のイからニまでに掲げる遺伝子組換え生物等に係るもの

イ 第一号イからトまでに掲げる遺伝子組換え生物等

ロ 宿主が動物である遺伝子組換え生物等であって、供与核酸が哺乳動物等に対

する病原性がある微生物の感染を引き起こす受容体（宿主と同一の分類学上の種に属する生物が有していないものに限る。）を宿主に対し付与する遺伝子を含むもの

ハ 第五条第三号イからハまでに掲げる遺伝子組換え生物等であって、その使用等において別表 第四に掲げる特定飼育区画の拡散防止措置を執るもの

ニ イからハまでに掲げるもののほか、文部科学大臣が定めるもの

四 植物等使用実験のうち次のイからハまでに掲げる遺伝子組換え生物等に係るもの（略）

**○研究開発等に係る遺伝子組換え生物等の第二種使用等に当たって執るべき拡散防止措置等を定める省令の規定に基づき認定宿主ベクター系等を定める件
（平成十六年一月二十九日文部科学省告示第七号）**

最終改正：令和三年二月十五日文部科学省告示第十三号

（実験分類の区分ごとの微生物等）

第二条 省令第三条の表第一号から第四号までの文部科学大臣が定める微生物等は、別表第二の上欄に掲げる区分について、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

（自立的な増殖力及び感染力を保持したウイルス及びウイロイド）

第四条 省令別表第一第一号への文部科学大臣が定めるウイルス及びウイロイドは、別表第三に掲げるとおりとする。

別表第2（第2条関係）

区 分	微 生 物 等
1 省令第三条の表第一号の文部科学大臣が定める微生物等	（略）
2 省令第	（略）

三条の表 第二号の 文部科学 大臣が定 める微生 物等	
3 省令第 三条の表 第三号の 文部科学 大臣が定 める微生 物等	(1) 原核生物のうち、次に掲げるもの（科学的知見により哺乳動物等に対する病原性がないとされているものを除く。） <i>Bacillus anthracis</i>（34F2 株及び Davis 株を除く。） <i>Brucella</i> 属全種 <i>Burkholderia mallei</i> <i>Burkholderia pseudomallei</i> <i>Coxiella burnetii</i> <i>Francisella tularensis</i> subsp. <i>holarctica</i>（LVS 株を除く。） <i>Francisella tularensis</i> subsp. <i>mediasiatica</i> <i>Francisella tularensis</i> subsp. <i>tularensis</i>（B38 株を除く。） <i>Morococcus cerebrosus</i> <i>Mycobacterium tuberculosis</i> var. <i>africanum</i>（旧分類名 <i>Mycobacterium africanum</i>） <i>Mycobacterium tuberculosis</i> var. <i>bovis</i>（旧分類名 <i>Mycobacterium bovis</i>）（BCG 株を除く。） <i>Mycobacterium tuberculosis</i> var. <i>tuberculosis</i>（旧分類名 <i>Mycobacterium tuberculosis</i>） <i>Mycoplasma mycoides</i> subsp. <i>mycoides</i>（V 株を除く。） <i>Orientia tsutsugamushi</i> <i>Pasteurella multocida</i>（出血性敗血症又は家きんコレラ由来ではない株を除く。） <i>Rickettsia aeschlimannii</i> <i>Rickettsia africae</i> <i>Rickettsia akari</i> <i>Rickettsia amblyommatis</i>（旧分類名 <i>Rickettsia amblyommii</i>） <i>Rickettsia australis</i> <i>Rickettsia bellii</i> <i>Rickettsia canadensis</i> <i>Rickettsia conorii</i> <i>Rickettsia felis</i> <i>Rickettsia heilongjiangensis</i> <i>Rickettsia helvetica</i> <i>Rickettsia honei</i> <i>Rickettsia japonica</i> <i>Rickettsia massiliae</i> <i>Rickettsia montanensis</i>（旧分類名 <i>Rickettsia montana</i>） <i>Rickettsia parkeri</i> <i>Rickettsia prowazekii</i> <i>Rickettsia raoultii</i> <i>Rickettsia rhipicephali</i> <i>Rickettsia rickettsii</i> <i>Rickettsia sibirica</i> <i>Rickettsia slovaca</i>

	<i>Rickettsia typhi</i> <i>Salmonella enterica</i> subsp. <i>enterica</i> serovar Paratyphi A <i>Salmonella enterica</i> subsp. <i>enterica</i> serovar Typhi <i>Yersinia pestis</i>
(2)	真菌のうち、次に掲げるもの（科学的知見により哺乳動物等に対する病原性がないとされているものを除く。） <i>Blastomyces dermatitidis</i> <i>Cladophialophora bantiana</i> <i>Coccidioides immitis</i> <i>Coccidioides posadasii</i> <i>Histoplasma</i> 属全種 <i>Paracoccidioides braziliensis</i>
(3)	真核生物を自然宿主とするウイルスのうち、次に掲げるもの（承認生ワクチン株を除く。） African horse sickness virus African swine fever virus Andes virus Ash River virus Bas-Congo tibrovirus Bayou orthohantavirus Bhanja virus Black Creek Canal orthohantavirus Camp Ripley virus Cao Bang virus Cedar virus Cercopithecine herpesvirus 1（別名 B-virus） Chikungunya virus Classical swine fever virus（別名 Hog cholera virus） Colorado tick fever virus Dobrava virus Eastern equine encephalitis virus Foot-and-mouth disease virus Guertu virus Hantaan virus Heartland virus Herpes ateles virus Human immunodeficiency virus（略称 HIV）1（増殖力等欠損株を除く。）, 2 Hunter island virus Imjin virus Influenza virus の高病原性株（Highly pathogenic avian influenza virus を含む。） Jemez Springs virus Kyasanur Forest disease virus Laguna Negra virus Leopards Hill virus Louping ill virus

	Lyssavirus (Rabies lyssavirus を除く。) Lumpy skin disease virus Luna virus Malsoor virus Maporal virus Mayaro virus MERS coronavirus Murray Valley encephalitis virus Negishi virus New York virus Omsk hemorrhagic fever virus Peste-des-petitiis ruminant virus Powassan virus Puumala virus Rabies lyssavirus (旧分類名 Rabies virus) (固定株及び弱毒化株を除く。) Rift Valley fever virus Rinderpest virus Saaremaa virus SARS coronavirus SARS coronavirus 2 Seewis virus Semliki Forest virus (増殖力等欠損株を除く。) Seoul virus Severe fever with thrombocytopenia syndrome virus Sin Nombre virus St. Louis encephalitis virus Tanganya virus Thailand virus Tick-borne encephalitis virus (Russian spring-summer encephalitis virus を含む。) Venezuelan equine encephalitis virus Western equine encephalitis virus West Nile virus (Kunjin virus を除く。) Yellow fever virus
4 省令第 三条の表 第四号の 文部科学 大臣が定 める微生 物等	真核生物を自然宿主とするウイルスのうち、次に掲げるもの（承認生ワクチン株を除く。） Bundibugyo ebolavirus Chapare virus Crimean-Congo hemorrhagic fever virus Cueva virus Guanarito virus Hendra virus Junin virus (Candid#1 株を除く。) Lassa virus Lloviu cuevavirus Lujo virus Machupo virus Marburg marburgvirus (旧分類名 Lake Victoria marburgvirus)

	Nipah virus Reston ebolavirus Sabia virus Sudan ebolavirus Tai Forest ebolavirus (別名 Ivory Coast ebolavirus) Variola virus (major, minor) Wenling frogfish filovirus Wenling thamnacinus septentrionalis filovirus Zaire ebolavirus
--	---

別表第3（第4条関係）

- 一 ウイルスの承認生ワクチン株（当該承認生ワクチン株に対し、核酸の加工を行わずに使用等をする場合に限る。）
- 二 次に掲げるウイルス又はウイロイドが宿主である場合
 - イ Retrovirus（Human retrovirus を除く。）
 - ロ Baculovirus
 - ハ 植物ウイルス及び植物ウイロイド
 - ニ 原核生物を自然宿主とするウイルス及びこれらの誘導体（哺乳動物等に対する病原性を、原核生物に持たせないものに限る。）
 - ホ 原生生物を自然宿主とするウイルス及びこれらの誘導体（哺乳動物等に対する病原性を、原生生物に持たせないものに限る。）